

(様式①)

事業計画書目次

[財政局]

19款1項18目 高速鉄道事業会計繰出金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
45	児童手当補助金	45,168	45,168	39,840	39,840	5,328	5,328	
46	基礎年金公の負担補助金	314,100	314,100	322,280	322,280	△ 8,180	△ 8,180	
47	特別債元利償還補助金	1,487,000	1,487,000	1,605,000	1,605,000	△ 118,000	△ 118,000	
48	特別分企業債元利補助金	1,504,719	1,504,719	1,504,719	1,504,719	0	0	
49	出資金(建設改良分)	3,335,000	3,335,000	3,543,000	3,543,000	△208,000	△208,000	
50	地下高速鉄道整備事業費補助金	65,556	65,556	7,778	7,778	57,778	57,778	
51	特別減収対策企業債利子補助金	40,255	40,255	31,963	31,963	8,292	8,292	
52	公営企業債(脱炭素化事業)利子補助金	2,499	2,499	313	313	2,186	2,186	
	計	6,794,297	6,794,297	7,054,893	7,054,893	△ 260,596	△ 260,596	

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	18	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	児童手当補助金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	45,168	0	0	0	0	45,168
令和5年度	39,840	0	0	0	0	39,840
増▲減	5,328	0	0	0	0	5,328

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	38,868	39,492	45,168	45,168	45,168
	市債+一般財源	38,868	39,492	45,168	45,168	45,168
決算	事業費	34,794	35,005			
	市債+一般財源	34,794	35,005			

事業概要 (アクティビティ)	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
児童延べ人数	単位	目標	3,960	4,212	4,296	4,350	4,350	4,350
	人	実績	3,679	3,670				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
	実績							
事業目的	地方公営企業職員（高速鉄道事業職員）にかかる児童手当に要する経費のうち、国（総務省）の繰出基準に基づき、一般会計から高速鉄道事業会計に繰出しを行い、高速鉄道事業の経営基盤の強化を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 児童延べ人数=4,350人 総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の8 イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。） ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費							
事業スケジュール	年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助							
事業開始年度	平成12年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童手当補助金	45,168	39,840	5,328	制度改正に伴う支給額の増による補助金の増
	細事業合計	45,168	39,840	5,328		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	18	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	基礎年金公的負担補助金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	314,100	0	0	0	0	314,100
令和5年度	322,280	0	0	0	0	322,280
増▲減	▲8,180	0	0	0	0	▲8,180

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	293,212	292,290	313,879	319,238	318,587
	市債+一般財源	293,212	292,290	313,879	319,238	318,587
決算	事業費	284,199	295,936			
	市債+一般財源	284,199	295,936			

事業概要 (アクティビティ)	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
公的負担率	単位	目標	40.98/1000	40.98/1000	42.8/1000	42.2/1000	42.2/1000	42.2/1000	42.2/1000
	—	実績	40.0/1000	41.6/1000					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標							
		実績							

事業目的	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金について、公的負担に要する経費を計上します。 総務省繰出基準に基づき、高速鉄道事業会計に繰出しを行うことにより、経営の健全化を図ります。
------	---

背景・課題	総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に要する経費について一般会計が負担することとされています。
-------	---

根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」
------------	---

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 公的負担率の推移（予算積算時点） 令和2年度40.96/1000、令和3年度40.98/1000、令和4年度40.98/1000、令和5年度42.8/1000、令和6年度42.2/1000 総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 <p>【繰出基準】 繰出対象事業…地方公営企業の全部または一部を適用している事業で、前々年度において経常収支の不足額を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるもの 基準額…基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）</p>
---------	--

事業スケジュール	年間の基礎年金拠出額を基に、年度末に一括補助
事業開始年度	平成13年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	基礎年金公的負担補助金	314,100	322,280	▲8,180	見込料率の減による減
	細事業合計	314,100	322,280	▲8,180		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3
歳出予算科目	一般会計	19 款	1 項	18 目	政策番号	99
事業名称	特例債元利償還補助金					
					施策番号	99

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	1,487,000	0	0	0	0	1,487,000
令和5年度	1,605,000	0	0	0	0	1,605,000
増▲減	▲118,000	0	0	0	0	▲118,000

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	541,034	340,444
	市債+一般財源	541,034	340,444
決算	事業費	541,034	340,444
	市債+一般財源	541,034	340,444

令和7年度	令和8年度	令和9年度
1,366,000	1,242,000	1,116,000
1,366,000	1,242,000	1,116,000

事業概要 (アクティビティ)	地下鉄事業特例債に係る元金償還相当額に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標							
	実績							
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標							
	実績							
事業目的	地下鉄事業の支払利子負担を軽減し、経営の安定化を図るため、地下鉄事業特例債の発行を認めるとともに、その元利償還について、所要の助成を講じる制度です。 総務省繰出基準に基づき、高速鉄道事業会計に繰出しを行うことにより、経営改善を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、平成25年度以降発行した地下鉄事業特例債に係る元金償還相当額について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度償還計画 発行年度：平成26年度、発行額：1,487,000千円、令和6年度償還額：1,487,000千円 総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 再々特例債 発行対象：平成22年度以前に起こした地下鉄事業の建設改良費の財源に充てるために起こした公営企業債の利子 発行期間：令和5年度から令和9年度まで（5年間） 元金補助：平成25年度以降発行した特例債の元金償還金について一般会計補助 							
事業スケジュール	上期・下期に支払う元利償還にあわせて、上期分・下期分を繰出します。							
事業開始年度	昭和53年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	特例債元利償還補助金	1,487,000	1,605,000	▲118,000	特例債元金償還額の減による減
	細事業合計	1,487,000	1,605,000	▲118,000		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	5					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	18	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	特別分企業債元利補助金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	1,504,719	0	0	0	0	1,504,719
令和5年度	1,504,719	0	0	0	0	1,504,719
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	1,504,719	1,504,719	1,504,719	1,501,140	1,486,095
	市債＋一般財源	1,504,719	1,504,719	1,504,719	1,501,140	1,486,095
決算	事業費	1,504,718	1,504,718			
	市債＋一般財源	1,504,718	1,504,718			

事業概要 (アクティビティ)	都市高速鉄道事業債（特別分企業債）に係る元利償還金の2/3相当額に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	<p>横浜環状鉄道中山～日吉間については、地下鉄緊急整備事業制度（総務省所管）が適用され、高田町～東山田、川和町～中山の2区間が地方単独区間と定められました。</p> <p>地下鉄緊急整備事業に基づき実施する地方単独事業費（地下鉄緊急整備単独事業分）の80%について、都市高速鉄道事業債（特別分企業債）の発行を行い、その元利償還金の2/3相当額について、地方公営企業繰出基準に基づき、補助金を計上します。</p> <p>総務省繰出基準に基づき、高速鉄道事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。</p>							
背景・課題	総務省繰出金通知により、都市高速鉄道事業債（特別分企業債）に係る元利償還金の2/3について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度償還計画 元金償還額：1,877,972千円、利子償還額：379,106千円 地下鉄緊急整備事業制度（総務省所管） 1つの路線に係る駅部・トンネル等について国庫補助整備区間と地方単独整備区間とに区分し、後者を地下鉄緊急整備事業として整備する。（グリーンライン高田町～東山田、川和町～中山の2区間が該当） 総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 <p>【繰出基準】 地下鉄緊急整備事業に基づき実施する地方単独事業費（地下鉄緊急整備単独事業分）の80%について、都市高速鉄道事業債（特別分企業債）の発行を行い、その元利償還金の2/3相当額について、一般会計から補助</p>							
事業スケジュール	上期・下期に支払う元利償還にあわせて、上期分・下期分を繰出します。							
事業開始年度	平成10年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	特別分企業債元利補助金		1,504,719	1,504,719	0
	細事業合計		1,504,719	1,504,719	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	18	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	出資金（建設改良分）										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	3,335,000	0	0	0	3,335,000	0
令和5年度	3,543,000	0	0	0	3,543,000	0
増▲減	▲208,000	0	0	0	▲208,000	0

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	3,040,000	4,567,000
	市債+一般財源	3,040,000	4,567,000
決算	事業費	3,123,000	4,321,000
	市債+一般財源	3,123,000	4,321,000

令和7年度	令和8年度	令和9年度
3,973,000	3,872,000	4,152,000
3,973,000	3,872,000	4,152,000

事業概要 (アクティビティ)	地下高速鉄道事業の建設改良費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から出資を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標							
	実績							
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標							
	実績							
事業目的	地下高速鉄道事業に対する出資金について、建設改良費の20%相当額を一般会計からの出資金として計上します。総務省繰出基準に基づき、高速鉄道事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、地下高速鉄道の経営基盤の強化を図るための出資について、一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第18条、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 市営交通中期経営計画 建設改良費の推移 (実績) 令和2年度：181億円、令和3年度：194億円、令和4年度：204億円 (予算) 令和5年度：204億円（繰越含む） (見込) 令和6年度：172億円、令和7年度：199億円、令和8年度：194億円、令和9年度：208億円 総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 繰出対象…地下高速鉄道事業の経営基盤の強化を図るための出資に要する経費 繰出基準額…建設改良費の20% 							
事業スケジュール	建設改良費の執行状況を踏まえ、年度末に繰出しを行います。							
事業開始年度	昭和45年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	出資金(建設改良分)	3,335,000	3,543,000	▲208,000	対象事業費の減による出資金の減
	細事業合計	3,335,000	3,543,000	▲208,000		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	大塚 和彦	高瀬 蔵人	石黒 恭恵

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	7					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	18	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	地下高速鉄道整備事業費補助金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	65,556	0	0	0	65,000	556
令和5年度	7,778	0	0	0	7,000	778
増▲減	57,778	0	0	0	58,000	▲222

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	17,778	56,667	188,760	188,760	188,760
	市債＋一般財源	17,778	56,667	188,760	188,760	188,760
決算	事業費	137,171	305,222			
	市債＋一般財源	137,171	305,222			

事業概要 (アクティビティ)	国庫補助の対象となった地下高速鉄道整備事業に係る工事又は資産の取得に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	<p>国庫補助の対象となった下記の事業に係る経費について、一般会計協調補助分を計上します。 総務省繰出基準に基づき、高速鉄道事業会計に繰出しを行うことにより、資本費負担の軽減を図ります。</p> <p>【対象事業】 ・防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都圏直下地震・南海トラフ地震などに備えて、より多くのお客様の安全を確保する観点や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的な機能も考慮し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策をより一層推進するもの。</p>							
背景・課題	総務省繰出金通知により、地下高速鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するための出資について、一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・市営交通中期経営計画 ・総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 <p>【繰出基準】 繰出対象…国庫補助の対象となった地下高速鉄道整備事業に係る工事又は資産の取得に要する経費に102%を乗じて得た額の80% 繰出基準額…当該建設改良費に35%を乗じて得た額</p>							
事業スケジュール	事業費確定後、年度末に繰出します。							
事業開始年度	平成25年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	地下高速鉄道整備事業費補助金		65,556	7,778	57,778
	細事業合計		65,556	7,778	57,778	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8
歳出予算科目	一般会計	19 款	1 項	18 目	政策番号	99 施策番号
事業名称	特別減収対策企業債利子補助金					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	40,255	0	0	0	0	40,255
令和5年度	31,963	0	0	0	0	31,963
増▲減	8,292	0	0	0	0	8,292

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	0	12,287	40,255	40,255	40,250
	市債＋一般財源	0	12,287	40,255	40,255	40,250
決算	事業費	0	3,922			
	市債＋一般財源	0	3,922			

事業概要 (アクティビティ)	特別減収対策企業債の利子償還額の1/2相当に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標							
	実績							
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
単位	目標							
	実績							
事業目的	特別減収対策企業債の利子償還額の1/2相当額について、地方公営企業繰出基準に基づき、補助金を計上します。総務省繰出基準に基づき、高速鉄道事業会計に繰出しを行うことにより、支払利子負担の軽減を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、特別減収対策企業債の利子償還額の1/2相当額について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 特別減収対策企業債発行・償還計画 令和3年度発行額：4,421,000千円、利率：0.001%、0.229% 令和4年度発行額：4,271,000千円、利率：0.52%、0.612% 令和5年度発行額（見込）：2,262,000千円、予定利率：2.100% 令和6年度利子支払予定額：80,509千円 総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 <p>【繰出基準】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当てのための公営企業債（特別減収対策企業債）の利子負担を軽減するため、償還利子の1/2を一般会計から補助</p>							
事業スケジュール	上期・下期に支払う利子償還にあわせて、上期分・下期分を繰出します。							
事業開始年度	令和4年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	特別減収対策企業債利子補助金	40,255	31,963	8,292	特別減収対策企業債残高の増による補助金の増
	細事業合計	40,255	31,963	8,292		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	大塚 和彦	高瀬 蔵人	石黒 恭恵

令和6年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	
歳出予算科目	一般会計	19 款	1 項	18 目	政策番号	99 施策番号
事業名称	公営企業債（脱炭素化事業）利子補助金					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	2,499	0	0	0	0	2,499
令和5年度	313	0	0	0	0	313
増▲減	2,186	0	0	0	0	2,186

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	0	0	9,379	15,529	12,529
	市債＋一般財源	0	0	9,379	15,529	12,529
決算	事業費	0	0			
	市債＋一般財源	0	0			

事業概要 (アクティビティ)	公営企業債（脱炭素化事業）の利子償還相当額に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	公営企業債（脱炭素化事業）の利子償還相当額について、地方公営企業繰出基準に基づき、補助金を計上します。総務省繰出基準に基づき、高速鉄道事業会計に繰出しを行うことにより、支払利子負担の軽減を図ります。							
背景・課題	総務省繰出金通知により、公営企業債（脱炭素化事業）の利子償還相当額について一般会計が負担することとされています。							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和5年4月3日総財公第28号「令和5年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業債（脱炭素化事業）発行・償還計画 令和4年度発行額：25,000千円、利率：0.8% 令和5年度発行予定額：121,000千円、想定利率：1.9% 令和6年度利子支払予定額：2,499千円 【繰出基準】 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえ、公営企業の脱炭素化に取組むため、企業債（脱炭素化事業）の元利償還金に相当する額を一般会計から補助							
事業スケジュール	上期・下期に支払う利子償還にあわせて、上期分・下期分を繰出します。							
事業開始年度	令和5年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	公営企業債（脱炭素化事業）利子補助金	2,499	313	2,186
	細事業合計	2,499	313	2,186	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 大塚 和彦	係長 高瀬 蔵人	石黒 恭恵
------------------------------------	-------------	-------------	-------